

情報提供・共有（リスク・コミュニケーション）に関するガイドライン（案）【概要】

【新型インフルエンザ発生時の情報提供・共有の基本的考え方】

- 新型インフルエンザについては、国内でのヒトからヒトへの感染拡大が発生する前から積極的な情報提供を行い、発生時には対策の有効性を高める点から正確な情報を早急に適切な手法により伝える。
- 国内発生に備え、情報の収集・提供体制を整備し、情報提供に際して盛り込むべき内容、提供方法や表現等の留意事項について予めリスト化を図る。
- 個人のプライバシーや人権に配慮した情報提供を行う。

フェーズ1～3

- 国においては、国内外の新型インフルエンザ発生状況について随時情報収集し、定期的な記者発表等により国民への情報提供を行う。
- 自治体においては、管内の新型インフルエンザ発生状況について随時情報収集し、定期的な記者発表等により住民への情報提供を行う。
- 国と自治体は、記者発表事項等の情報共有を随時行う。

フェーズ4以降

- 国は、フェーズ4以上の状況が察知された段階で、新型インフルエンザ対策推進本部（本部長：厚生労働大臣）を開催し、本部長からの宣言を行う。また、毎日複数回定時の定例記者会見を実施し、情報提供体制を強化する。さらに、国民からの相談を受け付けるためのコールセンターの設置を検討する。
- 自治体も、管内の新型インフルエンザ発生状況について毎日複数回定時の定例記者会見を実施し、情報提供体制を強化する。また、住民向け相談窓口を設置する。
- 国と自治体は原則として同時期に同内容の記者発表を行う。
- 国における国民向け相談窓口の設置（厚生労働省本省、都道府県本庁での国民向け相談対応は困難なことから、コールセンターの設置等を検討する。）
- 国内発生時の国民・住民向け公表基準の設定
発生地域の公表にあたっては、次のような基準を予め設けておく。

発生状況の公表にあたっては、患者のプライバシーの保護に十分留意し、個人が特定される情報については、公表を差し控えることとする。なお、発生地域の公表にあたっては、都道府県名、市町村名までを公表することとするが、感染者との接触者への感染危険性を考慮し、当該接触者への公衆衛生対策上必要な場合はその程度に応じて、接触者の感染が疑われる場所、時期、移動先等を発表するものとする。

こうした発表の対応については、マスコミ関係者と予め検討をおこなっておく。

C

C

1

2